

保育所入所受け付け

1月19日
から開始

保育所の入所申請の受け付けは、1月19日(水)から始めます。

4月から保育所への入所を希望する方、また、現在入所中で引き続き入所を希望する方は、次の入所基準に注意して手続きをしてください。

入所基準

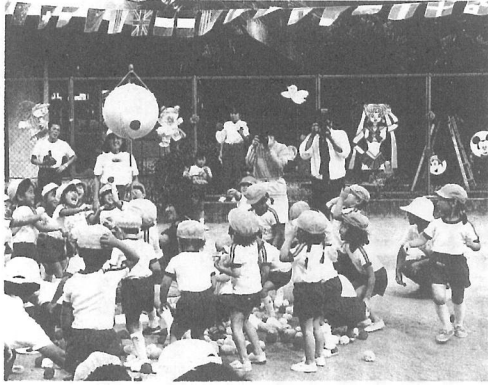
① 児童の保育者が次のいずれかの事情で保育することができない場合。
② 昼間家庭で児童と離れて家事以外の仕事をしている。
③ 妊娠中(出産前3か月)または、出産後3か月。

④ 病気や負傷、または心身に障害がある。
⑤ 長期にわたる病人や心身に障害をもつ同居の親を常時介護している。

⑥ 火災や風水害などでその復旧にあたっている。
⑦ その他①～⑥に類する状態にあるもの。

※ただし、いずれの場合もその家庭内に保護者以外のものが児童の保育を行うことができる場合は、入所することができません。
申請に必要なもの

- ① 印鑑
- ② 保険証
- ③ 平成5年分源泉徴収票(給与所得者)
- ④ 平成5年分所得税確定申告書の写し(事業所得者)
- ⑤ 平成5年度住民税納税通知書(平成5年1月2日以降横芝町に転入し、横芝町以外の市町村に住民税を納めている人)



保育所名	定員	通園区域	期日	時間	場所
第一保育所	140名	上町・栗山・鳥喰地区・大島団地	1月19日(水)	午前9時～正午	中央公民館
第二保育所	90名	東町・栗山地区	1月19日(水)	午後1時30分～4時	中央公民館
上堺保育所	100名	上堺全地区	1月20日(木)	午前9時～正午	上堺会館
大総保育所	60名	大総全地区	1月20日(木)	午後1時30分～4時	大総会館
フタバ保育所	120名	上町・本町・古川・両国新田	1月21日(金)	午前9時～正午	中央公民館

⑥ その他、自営業・パート・内職・農業等の証明書
※申請用紙は、役場福祉課と各保育所に用意してあります。くわしいことは、福祉課(☎内線255)へお問い合わせください。

確定申告と納税は正しくお早めに

平成5年分の所得税の確定申告は、2月16日から始まります。申告期限は、3月15日です。期限間近になりますと、税務署、役場税務課窓口は大変混雑し、落ち着いて相談できなかつたり、長時間お待ちいただくことにもなりますので、申告は、なるべく早めに済ませてください。



まちがいのない確定申告を!

確定申告の問い合わせは、東金税務署(☎0475-53121)または役場税務課(☎内線225)へ。

申告と納税は
所得税 2月16日～3月15日
贈与税 2月1日～3月31日
消費税(個人事業者) 1月～3月31日

給与所得者の所得税還付申告

給与所得者で、次のような方は、所得税の確定申告をされますと、源泉徴収された所得税が還付される場合があります。
★マイホームをローンなどで取得した場合(住宅取得等特別控除)
★多額の医療費を支払った場合(医療費控除)
★年の途中で退職し、年末調整を受けていない場合
なお、所得税の還付金を受け取るための申告は、1月から受け付けていますので、なるべく早い時期に申告手続きを済ませてください。また、還付金の受け取りは、口座振込みでお願いします。